

(猿橋小学校学童クラブ利用希望者用)

## 同意書

令和 年 月 日

大 月 市 長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

児 童 名 \_\_\_\_\_

私は、上記児童の大月市学童クラブ利用にあたり、以下の事項に同意します。

- 1 学童クラブ支援員との間で、児童の育成支援について連携・協力を行い、支援員の指示に従い、健全な育成支援ができるよう児童に指導します。
- 2 学童クラブにおいて小学校等関係機関と、児童の生活状況等に関し、情報交換や情報共有を図ることに同意します。  
※本同意書に基づき取得した情報については、学童クラブでの育成支援に必要な範囲内でしか使用をしません。
- 3 保護者が疾病等以外の理由で就労しなくなった場合等、学童クラブ利用の要件を満たさなくなった場合は、速やかに学童クラブの利用を辞退します。
- 4 保育中に事故等が発生した場合、支援員の故意又は過失を除いて大月市に対し一切の責任を問いません。
- 5 近隣住宅の敷地内に侵入すること等近隣住民に迷惑をかけないように児童に指導します。
- 6 他の児童、支援員に危害を加えるほか、近隣住民の所有物に損害を与えるなど、集団生活を送ることが困難と判断される場合には、利用登録を取り消す場合があることに同意します。
- 7 必要に応じて、市役所において保護者の住民票及び所得の状況について調査することに同意します。
- 8 学童クラブひまわりⅡに入所決定した場合、裏面『学童クラブひまわりⅡ 送迎のルール』を遵守します。

## 学童クラブひまわりⅡ 送迎のルール

- ・車でお迎えに行く場合は、下図矢印の順路で運行してください。
- ・県道猿橋梁川線から市道へ進入後は、児童及び歩行者の安全上徐行をお願いいたします。
- ・駐車スペースの路側に駐車し、そこから歩いてひまわりⅡまで送迎してください。
- ・車で市道猿小西線へ入るのは、近隣住民の迷惑になりますので、おやめください。
- ・送迎及び必要な連絡等が終了したら、速やかに車を移動してください。
- ・上記のルールが守れない場合は、学童クラブを退所していただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

